812
1

諸色調類集

七巻十ノ四十七

質物利下

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

諸色調類集

十ノ四十七

薄五棚

812
32
1

国立国会図書館　　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

812
32
1

舊幕引繼書

貨物利下之部

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

尚天明五巳年ゟ右桐油書出差出候年寄
共ゟ桐油屋共江右之御尋有之候節質屋古着
古着買古鉄屋古鉄買古道具屋小道具屋
唐物屋等ニ而申渡之書面一統写度
ニ而呂紋花織物之品請之候且右渡世之
儀ハ享保八卯年組合を極共之定法等

取締之儀右書面ニ而唐物屋之儀ハ古桐屋
ニ而安永元辰年唐物屋共ゟ享保八卯年
組合相極ニ相成取締方之一躰唐物屋之
儀ハ前書享保度質屋等組合を極置
引続別段組合を極候儀ニ而安永度
取締之儀ニ享保度質屋等一同

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『諸色調類集 32巻』　請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

享保八卯年四月

絹類物吟味ニ付自今ハ桐箱組合

ヤ皆ニ為致左之通桐箱ニ而吟味可仕候

一御用中紗綾白紋綾十反程宛組合候ニ付

用之品者壱反ツヽ順番之通絹類之外

吟味ニ而致遣番之用之品并二十所ヽ

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

無紋物ニ而一切賣買仕申間敷候

一　古かね商人（右十人）銘々組合相定、賣買之品帳ニ書記紋并出所迄品書帳面ニ書記吟味之上店賣ニ而も振賣ニ而も出候可札を相渡候間、其札ニ而商賣堅く仕間敷候、若無札之者相見候ハヽ押可申者

并補薬之儀ハ不及申、上廻り古かね商候者儀ハ無札ニ而ハ一切賣買仕申間敷候事
但組合之儀并價直古かね直段ニ相応ニ仕月行事相定吟味之儀ハ急度可仕又同前ニ可仕候

一　右組合相極候以後新規ニ商賣ニ致間敷候

一 右之外ニも宜敷者ハ組合ニ入可申事
右之趣今般相極候間申合急度相守可申事
右之趣被仰渡候ニ付組合相定候間会所共之者
五人之通組切ニ入念吟味之上仕候若組合
吟味不行届之仕方有之候ハヽ其組合
急度可申付候条相守候様可申聞置候也

正月

明和九辰年正月

覚

一 今般御用中質屋商売渡世之者共儀
組合人数相極候所新規ニ質屋致
商売致度者有之候ハヽ年寄並五人組相届得差図候
相済迄ハ外人ニ而質物取候儀停止之事

但前之桐鋪蘭通座敷方ニおゐて致し
無據訳合ニ而金銀之貸借有之節ハ
ニ寄格別勿論下々迄座敷之銀ニ
候ニ而者猶更之事ニ候得者
致し難相成候ニ付支配之
名主五人組迄桐座並ニ名主物所鋪

之趣吟味之上ニ而
右之趣ニ付御為筋不宜候ニ付桐当座ニ而
桐當ニ而も右体之儀有之候ハゝ急度可申付候
右之通座中一同ニ触知也

四月

安永元辰十月

一古着屋　一古着買　一古鉄屋

一古鉄買　一古道具屋　一小道具屋

一唐物屋　一質屋

右商売人ハ享保八卯年組合相極り申候

紛失物改方并売買之儀ニ付御定法申付候

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1　　ガラス使用

寛政十年四月

書面伺之趣可被仰渡奉
承知仕

午四月十日　間部土佐守
　　　　　　村上肥後守

質商賣之者より相伺候　質取品質物之儀
享保八卯年被仰進候御触書中被仰出候

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

右株者右之者ニ御座候得共帳面ニ右株之記置

売買株之儀差遣拵候品調之事

紙屑買組合高壹ヶ所ニ付
書損

文化八未年

松浦伊勢守掛

湯嶋六丁目

万之助店

紙屑買

嘉右衛門

一

買主売買株之儀代金

売渡シ金五両三歩

三歩之文

右之者儀買主売買株之儀盗物有之節

右株之者三日帳ニ相記右得と右帳面之者相糺候事

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

所蔵印

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

寛四月十七

町觸案

とゝの済

一町中質屋古着屋古着買古鉄屋古銅買
古道具屋小道具屋古手屋仲間組合右名前書出可申候

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

桐舗之儀ハ追々高買いたし候もの有之候ニ付去ル寅

年隠居ニ申渡候ニ付向後新規右渡世桐舗之儀ハ

其もの共是迄渡世仕来候ニ付候もの共も

（安永元辰年）御役所江申出候儀、（安永三巳年）銀子取引一切（明和安永年）質屋之者共申

百姓ニ而も一旦相改手代[illegible]候ハ関東取締所江

御届ニ而可申候

一（宝永三年）質屋古着屋古道具屋ハ銀主ニ而御免之

買取ニ候ハヽ他人任置候ハヽ銀主ニ而不申書

差人之可判形ニ而指置候ニ付銀主ニ而他人

名前ニ而候ハヽ質屋之銀主ニ而候ハヽ質入可致

組合銀主ニ而他人同様ニ候ハヽ千束組合之

判分而桐屋之者共見候又ハ桐屋桐見分ハ先之

享保八酉

享保八酉

享保八酉

享保八酉

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

享保八酉
享保八酉

右之通相違無之候也

寅　月

寅五月十七日

越前守殿被申渡候東京御奉行所江被申渡候ニ付一通写差出候

播磨守殿江相渡

但右之書付写町年寄ニ相渡町触ニ致候

奉

関口郡七之助

井上新右衛門

質屋之外銀合相止候ニ付御定書ニ茂有之候得共

箇条様以後両奉行方ニ而評議仕候様申上候旨

書面伺之通申付候

別紙之通町触可申付旨

寅五月十日

評定所一座

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

但シ類左之通ニ候得ハ

一 質屋吉右衛門吉兵衛吉頭屋吉治兵衛
吉兵衛質屋小道具屋之儀ハ享保八卯年
組合相極候得共其後改方并両門ゟ定法
之御沙汰御座候ニ付書上巻ニ記載並右定
法ニ背候者ハ其之仲間帳中付來り組合

相止候上ニ而是迄渡世いたし来候ニ付而も
自然定法相背候も相極追々新規
渡世相始候ニ付其間之品ニ而も去ルより
定法未不和全儀ニ付不取締之儀
出来可仕哉縦令一旦質屋古手渡世
之儀も相失ニ付其之紀方之以ゟ續分

盜賊ヲ捕ヘ又ハ賊ヲ捕ヘ
出頭セシムル者ニ賞金ヲ給
スル事

第百四十一條　官吏人民ヲ問ハス盜賊ヲ捕ヘ又ハ賊ヲ捕ヘ出頭セシムル者ニ賞金ヲ給スル事ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第百四十二條　官吏人民ヲ問ハス盜賊ヲ捕ヘ又ハ賊ヲ捕ヘ出頭セシムル者ニ賞金ヲ給スル事ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第百四十二條　官吏人民ヲ問ハス盜賊ヲ捕ヘ又ハ賊ヲ捕ヘ出頭セシムル者ニ賞金ヲ給スル事ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第百四十二條　官吏人民ヲ問ハス盜賊ヲ捕ヘ又ハ賊ヲ捕ヘ出頭セシムル者ニ賞金ヲ給スル事ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第百四十二條　官吏人民ヲ問ハス盜賊ヲ捕ヘ又ハ賊ヲ捕ヘ出頭セシムル者ニ賞金ヲ給スル事ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第百四十二條　官吏人民ヲ問ハス盜賊ヲ捕ヘ又ハ賊ヲ捕ヘ出頭セシムル者ニ賞金ヲ給スル事ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第百四十二條　官吏人民ヲ問ハス盜賊ヲ捕ヘ又ハ賊ヲ捕ヘ出頭セシムル者ニ賞金ヲ給スル事ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第百四十二條　官吏人民ヲ問ハス盜賊ヲ捕ヘ又ハ賊ヲ捕ヘ出頭セシムル者ニ賞金ヲ給スル事ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1
ガラス使用

候と有段絶金遣し置候処　浪人一同
不残罷出候得共　右京亮殿家来分不相知旨ニ
有之候処　又々懐中状相見候処　右之者
差吟味所へ渡し置候処　其後右之当近所罷出
町奉行所ニ而訴出　盗賊御吟味被仰付
処　右之者有之候ニ付　吟味之上　右京殿被仰上

代官江被仰付候上　御留守中村小左衛門
吉兵衛其外　吉兵衛　吉兵衛被仰付　右之通
御吟味被仰付　紀伊守殿へ　享保四亥年
伊賀守殿御預ヶ被仰付　又ハ掛宗知
橋本附札遣し　細川石見守殿
御勘定奉行大久保下野守　押切中村伊勢守

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

出鋳ニ而一貫仕當締方可有之候中
儀ゟ上ハ右所預定法ニ背候もの有之若
商ニ取候者之書籍盗物質ニ取又ハ質
取置候もの并常質屋之内壱人宛判
或ハ訳人無之質物取置候もの之急度ゟ上
過料も有之右ハ元文二巳年若元所

右之請候壱人宛判ニ質物取候仕形
不埒ニ付過料三貫文申付候得共
元例ゟ享保度組合取極候以後
ニ成ニハ此頃元質物取方不念之儀質屋
仲間常ニ取候ニ付寛政九巳年定書取
之内一判或ハ壱人宛判ニ質物取候儀

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

例

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

一 表帳子并於諸向之義相分候事
候由ニ付、右之者共ゟ中旅ニ而出入
致候之処、此上も同様之儀、人々而ゟ
可被申候ニ付、右之通之者共江
相渡候ニ付、右之者共ニ人ゟ
被申上候、然ル上者右之通
候右之趣古来之通ニ而可有之候由ニ候

一 日光牛
候而古来之通、不相成候ニ付、右之者
候者右之段、御承知之上申付候、
右之者ニ而古来之通相除可申
右之趣ニ而御座候哉、中々相済候間候
以上、又ハ古来之通ニ而有之候、
右之者共申候、候而古来之通ニ而候

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』　請求記号 812-1
ガラス使用

十月

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1　　ガラス使用

是迄下ケ札有之候旨ニ而認有之もの

寅五月

本通塩町ゟ本石町迄之内町中家作之儀ハ
向後瓦葺塗屋土蔵造ニ可致様申付候

五月十日

文化五辰年町觸留ゟ内写

年寄名主共ゟ申渡書

申渡

右ハ享和元酉年十二月類焼仮家作所中

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

食物商人ニ而遠慮無之書送り相渡
為引替候旨通名前所書取究一統ニ而相糺橋
本与兵衛候而ハ相成候様申段ニ
右之通候間是迄之通相渡候所町中
名主之取扱食物商人共より不洩様相達
継之可申達候
辰十一月

取扱

橋本与兵衛

食物商人共組之儀ニ付年番名主共ニ
中済案文を以去年伺相伺之通取計

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

寛政享和撰要集之内写

寛政五丑年六月十六日
池田筑後守殿御渡候御書付之写

辻番定番人勤代
新石町 喜右衛門
五人組
八郎兵衛

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1
ガラス使用

外　三箇条之人

通来辻番奉公人共不埒成儀有之候ハゝ請人

共も不残縞身分吟味之上辻番並置

組合中身分ゟ仕来組合ゟ定メ可申付ト

申合

一　平生辻番之請人共不案内之者ニ而奉公人

人占

給金過分ニ相定辻番ニ成者之人共も不案内ニ付

多分有之候ニ付不届ニ付組合ハ其組合極メ置

候遣商人ニ而も右様之事ニ付判賃之儀

前々負数之極メ無之候ニ付其節ニ可被申

一　辻番之儀前々不定ニ有之候ニ付右定之通

急度相守可申若少ニ而も不埒成儀

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

古着屋組合月行事之儀

紛失物吟味之儀、自今以後組合中有
之候而も通相心得吟味可致候

一町中質屋古着屋振売ニ而組合在之内
月行事壱人ツヽ順番ニ相定置、紛失物吟味
之節両番之月行事并其町之月行事
立合、願書を以組合之内相互ニ遂吟味

国立国会図書館　　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

一 三ハ組合人数不足之節ハ隣町之組合名主
ニ而當番之者ゟ其町之吟味無之候一町ニ而済候ハヽ
名主之一町ニ而相済候事ニ候得ハ三ヶ所組合名主不差出
一 張番吟味之上甚不都合有之候ハヽ早速奉行所へ
下申出候ハヽ右之者へ月行事其上張番ニ而召捕
仕置甚以不宜候ニ付右方ニ而張番吟味之上組合

相廻り候ハヽ其町ニ而遠慮致させ申候ニ付差控候
一 出火之節者之儀ハ奉行所ゟ差遣候ニ付其方ニ而相論
名主之届ニ相違ニ而承候得ハ右之段ニ而吟味
ニ而家主共立合候而甚不埒之月行事名主共
急度申付候組頭名主若名主共張番
貸物又ハ賃金ニ而外ニ相渡候者ハ貸付其外通ニ細蔵

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

紛失物有之候ハゝ吟味を遂可申候

一小道具其外道具類商賣仕候もの共ハ猶以
入念紛失物有之候ハゝ早々可申出
吟味之上ニ而外ゟ質物又ハ賣物ニ出候ハゝ
賣上證文取之可申事

但宿無之者振賣ニて参候ハゝ向後猶相改紛失物

一切賣買致間敷事

一古着商人共振賣ニ参り廻り候ハゝ賣買致候もの
猶以右紛失物有之候ハゝ右振賣之者吟味
仕候ハゝ古着賣買之外振賣ニ参候とも形を札ニて
相改ル又古札之もの商賣是迄ニ而相止候様ニ若
古札之もの相見候ハゝ早々可申付 奉行所江

一右躰古候同然之品ニ而も一切質取
中間敷候事

一但組合之内ニ而質屋古着屋之通相渡候
月行事立之吟味ニ而是又同様之事

一右組合相極候後新規商売ニ取付候ものハ
其最寄之組合江入可申候事

右之通今度相極候ニ付町中家主月行事
右之趣相心得組合ニ而是又見合候者相
尋有之候ハヽ一組限ニ入念吟味之上当表組合
吟味来候得共法外不宜儀有之候ニ付
急度右之趣堅相守可申もの也

卯七月

一右着座

一右着賞

一右狭座

一右狭賞

一右通夫座

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

一 小道具屋

一 唐物屋

一 貸屋

右商賣人共享保八年組合申極候

得共物改方并賣買改方定法者無之

此外得違候者も有之候得共捌も無

一 古手掛賣買ハ義も有之候由古物ニ

候之類新規賣買改方定法ニ成

者享保十三申年より今賣買所合ニ而

儀ニ有之相觸候通右商賣人共も素人へ

其節夜ニ不及賣買之證人無判形取其上

商賣見届候上帳ニ付賣主一町ニ一判ニ而

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

吟味之上急度咎可申付旨被仰書
可申もの也

辰十一月

和泉町河岸弥御番所附肝煎組ゟ
右之段覚書同所見改番屋ゟ同所迄
評定所様江同様申渡有之

弐番組肝煎年行司
加藤本所三丁目
藤兵衛店 利兵衛
外八拾七人

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

中務今程ニ而遣之鍋五郎様ニ仕
罷在候

右趣御用ニ付御内意申上候
寅七
閏[illegible]月

享保十五戌年二月十日
和泉守殿御渡候御書付写

覚

一 近年[illegible]之面々[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

享保十七年子二月

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

宝暦六年子二月

若又有之人宿ニ而も二季ニ出替之者ハ年季限ニ不及候事
封印月番之番所江差出候而不埒之人宿有之外より
相知候ハヽ其品ニ寄急度可申付事
一 奉公人宿之儀親類之外一切請人ニ立申間敷候、親類
たりとも其人之身元得と相糺候上請人ニ立可申候、若
出入有之其身元不慥成者之請人ニ罷成候ハヽ其後請人

之外請人ニ立候者有之ニおゐてハ其人宿之
猥ニ而吟味之上重キ咎メ申付候、[illegible]
一 請人之者人別帳ニ書載候人之請人ニ立候ハヽ
請人之内ニも身元不慥成者有之候ハヽ早々[illegible]
請人之者遠方之宿之[illegible]
右之趣[illegible]ニ而不埒之族有之ニおゐてハ[illegible]

宝暦六年[illegible]

此度新ニ出板書物之儀ニ付年寄衆江被仰渡候
右之趣町中不残様可触知

宝暦六年
子二月

宝暦六子年二月

一 去亥年以来書物之儀ニ付人々ゟ新規板行仕候
漢文中ニ仮名交之儀ニ付三年以前猶又陸奥之
中ニ而悪敷ヶ間敷仕候ニ付悪敷ヶ条有之候ハヽ大坂
ニ而板行之内ニ而悪敷義ニ而候ハヽ大坂
用ニ而も右之通ニ而板行之者共江申渡候意延
三年以前新書類流文字ニ付近来ニ而申付候